

第一号議案

大分県教育功労者表彰規則の一部改正について

大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月八日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則

大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「あげて」を「挙げて」に改める。

第二条中「毎年十一月三日に」を「、おおいた教育の日条例（平成十七年大分県条例第三十号）第三条に規定するおおいた教育週間のいずれかの日において」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三条中「しるした」を「記した」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第四条中「左の」を「次に掲げる」に改める。

第五条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の教育に対する関心と理解を更に深める等とともに、働き方改革の一環として職員の負担を軽減するため、大分県教育功労者表彰式をおおいた教育の日条例第三条に規定するおおいた教育週間（十一月一日から同月七日まで）のいずれかの日において行うこととしたので提案する。

○大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 団体又は個人で次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、この規則により県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 多年教育に従事しその成績顕著なるもの</p> <p>二 教育職員で教職又は専門の事項について研究し、特にその成果を挙げているもの</p> <p>三 社会教育の振興について功績の顕著なるもの</p> <p>四 スポーツの振興について功績の顕著なるもの</p> <p>五 文化の振興又は文化財の保護について功績の顕著なるもの</p> <p>六 学校の支援について功績の顕著なるもの</p> <p>七 教育事業に私財を寄附しその功績の顕著なるもの</p> <p>八 その他教育発展のために著しく功労のあつたもの</p> <p>第二条 前条の表彰は、<u>おおいた教育の日条例（平成十七年大分県条例第三十号）</u>第三条に規定する<u>おおいた教育週間のいずれかの日</u>において行う。ただし、必要のあるときは随時行うことができる。</p> <p>第三条 この規則により表彰されるものには、その功績を記した表彰状又は表彰状と金品を併せて贈与する。</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長及び所長、各教育事務所長並びに<u>県立学校長は、第一条に該当するものがあると認めたとときは次に掲げる事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>附則</p> <p>（略）</p>	<p>第一条 団体又は個人で左の各号の一に該当すると認められるものは、この規則により県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 多年教育に従事しその成績顕著なるもの</p> <p>二 教育職員で教職又は専門の事項について研究し、特にその成果をあげているもの</p> <p>三 社会教育の振興について功績の顕著なるもの</p> <p>四 スポーツの振興について功績の顕著なるもの</p> <p>五 文化の振興又は文化財の保護について功績の顕著なるもの</p> <p>六 学校の支援について功績の顕著なるもの</p> <p>七 教育事業に私財を寄附しその功績の顕著なるもの</p> <p>八 その他教育発展のために著しく功労のあつたもの</p> <p>第二条 前条の表彰は<u>毎年十一月三日に</u>行う。但し、必要のあるときは随時行うことができる。</p> <p>第三条 この規則により表彰されるものには、その功績をしるした表彰状又は表彰状と金品を<u>あわせて贈与する。</u></p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長及び所長、各教育事務所長並びに<u>県立学校長は、第一条に該当するものがあると認めたとときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>第五条 この規則に定めるものの外必要な事項は別に定める。</p> <p>附則</p> <p>（略）</p>

大分県教育功労者表彰規則の一部改正について（概要）

教育改革・企画課

1 改正の理由

令和2年度に県教育委員会全体の行事等の整理及び統合を進める中で、表彰関係事務について、より効果的かつ合理的に行う観点から実施方法の検討を行った結果、令和2年度の教育功労者表彰式については、例年合同で実施していた大分県功労者表彰（総務部知事室主催。以下「知事表彰」という。）式とは別に、教育実践者表彰式（県教育委員会主催。例年12月に実施）と同時に実施した。

令和3年度からは、教育功労者表彰式について、下記(1)及び(2)の観点から、おおいた教育の日条例（平成17年大分県条例第30号。以下「条例」という。）第3条に規定する「おおいた教育週間」（11月1日～同月7日）のいずれかの日において実施するよう大分県教育功労者表彰規則（昭和29年大分県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）を改める。

(1) 効果拡大面

ア 県民の教育に対する関心と理解を深める等を趣旨とする「おおいた教育の日」の趣旨にふさわしい取組を行う期間である「おおいた教育週間」中に実施することと位置付け、他の取組と相まって県民の教育に対する関心と理解を更に深めること等につなげる。

（参考）おおいた教育週間について

- 「おおいた教育の日」は、県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が相互に協力することにより、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成するとともに、自ら学び、郷土を愛し、地域社会の振興に主体的に参加する人づくりを進めることを趣旨としている（条例第1条）。
- 「おおいた教育週間」は、「おおいた教育の日」の趣旨にふさわしい取組を行う期間として規定されたものである（条例第3条）。
- 条例制定当時から、「おおいた教育週間」の取組の中で、各種教育関係表彰式の実施が想定されている。

イ 従前の知事表彰式との合同実施ではなく、県教育委員会単独で実施することにより、受彰者への注目度を高める。

(2) 合理化面（働き方改革の一環）

職員の日勤勤務に係る負担軽減を図る。

2 改正の内容

(1) 表彰の実施日について（規則第2条関係）

【現 行】

前条の表彰は毎年11月3日に行う。

【改正案】

前条の表彰は、おおいた教育の日条例第3条に規定するおおいた教育週間のいずれかの日において行う。

※ なお、不測の事態（新型コロナウイルス感染症の流行等）が生じた場合は、規則第2条ただし書の規定により、必要に応じて、上記期間以外の日に表彰式を実施する。

(2) その他規定の整備（規則各条関係）

字句の修正

3 施行期日

公布の日から施行する（令和3年度の表彰から適用）。